

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	三重県菅松阪野球場に係る使用料の徴収事務の委託	スポーツ振興チーム	1頁
	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部改正	給与チーム	1頁

お 知 ら せ

平成16年2月10日付け三重県公報第1546号により「三重県菅松阪野球場に係る使用料の徴収事務の委託」が次のとおり告示されるとともに、平成16年2月27日付け三重県公報第1551号により公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（**三重県人事委員会規則 第9号**）**三重県教育委員会規則**）が次のとおりに公布されました。

三重県告示第82号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により三重県菅松阪野球場に係る使用料の徴収事務を次のとおり委託します。

平成16年2月10日

三重県知事 野 田 昭 彦

- 1 徴収事務委託先 松阪市 松阪市殿町1340 - 1
- 2 委託の開始 平成16年4月1日

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年二月二十七日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋

三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第九号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年**三重県人事委員会規則 第四号**）**三重県教育委員会規則**）の一部を次のように改正する。

別表第二中「名賀郡青山町立矢生小学校
北牟婁郡海山町立鳥勝小学校」を「名賀郡青山町立矢生小学校」に、「志都美杉村立太郎生小学校」を「いなく市立立田小学校
志都美杉村立太郎生小学校」に改める。

別表第三中「員弁郡北勢町立十社小学校 川原分校
員弁郡員弁町立西小学校 市之原分校」を「志都嬭野町立中郷小学校」に改める。
「志都嬭野町立中郷小学校」

別表第四中「飯南部飯高町立宮前小学校」を「いなぐ市立員弁西小学校市之原分校
飯南部飯高町立宮前小学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定は、平成十五年十二月一日から適用する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社